

奈良県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和四年六月二十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
住宅型有料老人ホームあずみ	大和郡山市小泉町一九三七―一六